

令和8年6月30日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

## 防災警察常任委員会資料

(令和8年6月26日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

議案（条例その他）

- 1 神奈川県迷惑防止条例の一部を改正する条例【警察本部関係】…………… 1

【議案（条例その他 その4） 定県第56号議案】

1 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、相手方の承諾を得ないで、位置特定用識別情報送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為を規制の対象とするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 規制対象行為の追加

(ア) 相手方の承諾なしに、その所持する位置特定用識別情報送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為を規制対象として追加する。

（改正後の第11条第10号関係）

(イ) 相手方の承諾なしに、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付ける等の行為を規制対象として追加する。（改正後の第11条第11号関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第11条第9号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年9月1日

イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。